

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	垂水市訪問給食サービス事業	
随 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 随 意 契 約 を 適 用 し た 具 体 的 理 由	垂水市内に当該業者が1者のみのであり、また、事業開始時から委託し、利用者の状況等を把握しており業務が円滑に実施できるため。	
工 事 場 所、 履 行 場 所 又 は 納 入 の 場 所	垂水市内全域	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	利用者に対する給食の調理・配送と安否確認	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	業務委託	
工 事 期 間、 履 行 期 限 又 は 納 入 期 限	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市旭町88番地
	会 社 名	有限会社 木場商店
	代 表 者 名	代表取締役 木場 武士
予 定 価 格	非公表	
契 約 金 額	1食当たり800円（税込） 遠隔地（新城・大野・牛根地区）加算 1食につき100円（税込） 特別食（おかゆ・刻み食等）加算 1食につき100円（税込）	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 経 過 及 び 当 該 相 手 方 を 選 定 し た 理 由	垂水市内に当該業者が1者のみのであり、また、事業開始時から委託し、利用者の状況等を把握しており業務が円滑に実施できるため。	

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	垂水市一般介護予防事業業務委託	
随 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 随 意 契 約 を 適 用 し た 具 体 的 理 由	介護予防を推進するための一般介護予防事業では、通いの場を活用した普及啓発及び訪問による高齢者支援が求められており、専門職の協力が必要である。本事業の推進にあたり、安定した専門職の協力体制の確保は市内事業所では困難であるため、鹿屋体育大学における同法人と契約締結することで、効果的な業務の遂行が図れるため随意契約とした。	
工 事 場 所、 履 行 場 所 又 は 納 入 の 場 所	垂水市福祉課の指定する場所（各地区公民館等）	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	介護保険法第115条の45第1項第2号に規定する事業の一部	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	委託事業	
工 事 期 間、 履 行 期 限 又 は 納 入 期 限	令和6年4月24日 ～ 令和7年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	鹿屋市白水町1番地 鹿屋体育大学中垣内研究室内
	会 社 名	特定非営利活動法人 ウェルスポ鹿屋
	代 表 者 名	理事長 中垣内真樹
予 定 価 格	非公表	
契 約 金 額	4,870,000円（非課税）	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 経 過 及 び 当 該 相 手 方 を 選 定 し た 理 由	安定した専門職の協力体制を確保するに足り、また、本事業は令和元年度から同法人と契約し、実施していることから、これまでの実績とデータを活用することで効果的な業務の遂行が図れるため、同法人から見積書を徴し、契約の相手方とした。	

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	垂水市在宅医療・介護連携推進事業業務委託	
随 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 随 意 契 約 を 適 用 し た 具 体 的 理 由	本事業は、市内の在宅医療・在宅介護の推進にあたり、医療・介護相互の情報共有及び提供体制の構築を目的としていることから、その性質及び目的が競争入札に適さないため。	
工 事 場 所、 履 行 場 所 又 は 納 入 の 場 所	垂水市医療センター 垂水中央病院	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	介護保険法第115条の45第2項第4号に規定する事業の一部	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	委託事業	
工 事 期 間、 履 行 期 限 又 は 納 入 期 限	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	肝属郡錦江町神川135番地3号
	会 社 名	公益社団法人 肝属郡医師会
	代 表 者 名	会長 池田誠
予 定 価 格	非公表	
契 約 金 額	3,000,000円（非課税）	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 経 過 及 び 当 該 相 手 方 を 選 定 し た 理 由	垂水中央病院の指定管理事業者であり、最も円滑かつ迅速に事業を推進することができる肝属郡医師会から見積書を徴し、契約の相手方とした。	

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	生活支援体制整備事業業務委託	
随 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 随 意 契 約 を 適 用 し た 具 体 的 理 由	本事業の目的である高齢者の生活支援・介護予防サービス体制整備を推進するためには、本市の実情を把握し、市民活動への理解があり、地域のサービス提供者と連絡調整できるコーディネート機能を担うものでなければならず、地域における助け合いや生活支援サービスの提供を行うことを目的に設立された非営利活動法人は垂水市内に1つしかないため。	
工 事 場 所、 履 行 場 所 又 は 納 入 の 場 所	垂水市地域包括ケアセンター	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業の一部	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	委託事業	
工 事 期 間、 履 行 期 限 又 は 納 入 期 限	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市田神2606番地
	会 社 名	特定非営利活動法人 アユダール
	代 表 者 名	理事長 村野剛
予 定 価 格	非公表	
契 約 金 額	5, 200, 000円 (非課税)	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 経 過 及 び 当 該 相 手 方 を 選 定 し た 理 由	地域における助け合いや生活支援サービスの提供を行う目的で設立されたNPO法人で生活支援コーディネーター等が会員であり、本市の生活支援体制整備推進に必要な人材がそろっている同法人から見積書を徴し、契約の相手方とした。	

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	認知症地域支援・ケア向上事業業務委託	
随 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 随 意 契 約 を 適 用 し た 具 体 的 理 由	認知症総合支援事業は地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ全市町村で実施することとされているが、事業推進にあたり地域と密着した様々な活動を行うことが求められ、業務を委託するにあたっては認知症地域支援推進員が常駐することが必要最低条件となるが、条件を満たす事業所が垂水市内に1つしかないため。	
工 事 場 所、 履 行 場 所 又 は 納 入 の 場 所	垂水市地域包括ケアセンター	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	介護保険法第115条の45第2項第6号に規定する事業	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	委託事業	
工 事 期 間、 履 行 期 限 又 は 納 入 期 限	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市田神2606番地
	会 社 名	特定非営利活動法人 アユダール
	代 表 者 名	理事長 村野剛
予 定 価 格	非公表	
契 約 金 額	4, 3 0 0, 0 0 0円 (非課税)	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 経 過 及 び 当 該 相 手 方 を 選 定 し た 理 由	本市において認知症地域推進員が常駐する事業所は同法人しかないため、同法人から見積書を徴し、契約の相手方とした。	